

令和5年(行ウ)第19号 分担金返還請求事件

原告 王寺町

被告 香芝・王寺環境施設組合



### 訴えの追加的変更の申立書

令和6年6月17日

奈良地方裁判所 民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南川 諦弘

同 石黒 良彦

上記当事者間の頭書事件について、原告は、次のとおり、請求の趣旨を追加的に  
変更する。

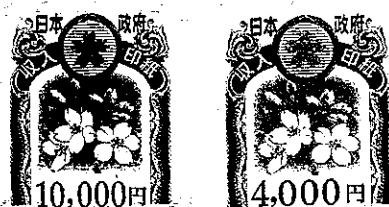
変更前の訴訟物の価額 金2,921,178円

貼用印紙額 金20,000円

追加的変更後の訴訟物の価額 金5,842,339円

貼用印紙額 金34,000円

追加貼用印紙額 金14,000円



## 第1 変更前の請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2,921,178円及びこれに対する令和5年4月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 第2 追加的変更後の請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2,921,178円及びこれに対する令和5年4月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、金2,921,161円及びこれに対する令和6年5月21日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 第3 追加した請求の趣旨に対応する請求の原因

### 1 令和5年度の分担金返還における未払の発生

(1) 令和6年3月21日、被告は原告に対し、「令和5年度香芝・王寺環境施設組合分担金の清算について」(甲第59号証)を送付し、令和5年度の分担金の返還額を通知してきた。

そこには、「第2号補正」「166,684,161(内訳163,763,000+2,921,161)」とあり、補助参加人が被告に請求する甲第16号証「覚書」別表1番及び2番の各事業の事業費用のうち、原告の令和5年度の負担分2,921,161円を、原告に対する令和5年度の分担金の返還額から相殺する旨が記載されていた。

(2) そもそも、原告は、令和5年4月1日から同年10月31日までの間に、被告に対し、令和5年度の分担金として、合計169,899,200円を

支払ったが、被告の規約第12条に基づいて、被告の令和5年度の歳出に応じた原告の分担金の額を計算すると、163,763,000円となるから、本来であれば、その差額である6,136,200円が返還されねばならぬのはずである。

(3) しかし、被告は、上記の「令和5年度香芝・王寺環境施設組合分担金の清算について」（甲第59号証）に記載のとおり、令和6年5月20日、本来の令和5年度の分担金の返還額6,136,200円から、2,921,161円を控除して、3,215,039円だけを南都銀行王寺支店の原告口座に返還してきた（甲第59号証「令和5年度香芝・王寺環境施設組合分担金の清算について」の「王寺町」「戻入額」欄を参照、甲第60号証「お取引明細のお知らせ」）。

(4) これら一連の処理は、被告と補助参加人とが令和4年10月26日に締結した「覚書」（甲第16号証）及び「協議書」（甲第17号証）に基づいて、令和4年11月14日に被告が原告に通知してきた「分担額について」（甲第20号証）の「第2回以降各請求額」「金2,921,161円」を回収するために行われたものであるから、既に提起している本件訴えとは、社会的紛争としての同一性、主要な証拠の共通性、従って、請求の基礎の同一性が認められる。

そこで、原告は、訴えの追加的変更により、令和5年度の分担金の返還額の未払分金2,921,161円の請求も追加する。

(5) なお、「覚書」（甲第16号証）及び「協議書」（甲第17号証）に基づく被告からの原告に対する分担金の請求に理由がないこと、従って「分担額について」（甲第20号証）に記載の請求額を、令和5年度の分担金の返還額から相殺することが許されないことについての主張は、訴状の「請求の原因」で記載したとおりである。

(6) よって、原告は、被告に対し、追加的変更後の請求の趣旨2に記載の金員

の支払を求める。

以上